

8月 モニターレポート		担当出張所	枚方出張所
担当区間	淀川中流左岸 鳥飼仁和寺大橋～枚方大橋		
モニター実施日時	令和元年8月20日（火）	7時～	8時
	令和元年8月26日（月）	7時～	8時
天 候	晴天		
<p>(見出し)</p> <p>今月は淀川左岸の仁和寺野草地区～枚方地区についてモニターしました。 芝生広場の使用状況、ゴミの投棄について報告します。</p> <p>冷夏を思わせる7月と打って変わり、猛暑の8月。朝方はランニングの方がいらっしゃる等、暑さが幾分かマシに思えました。</p> <p>20日は伊加賀野草地区の芝生広場を中心に散策しました。先月も報告しましたが、ゴルフをしておられる方が2名いました。注意を促す看板を設置していますので、マナーを遵守してもらいたいです。数日にわたり、付近をモニターしましたが、ゴルフに勤しんでおられる方は後を絶たず、多い時は4人程度いらっしゃいます。</p> <p>26日は枚方大橋付近を中心に散策しました。週明けということで、バーベキューのゴミを懸念しましたが、綺麗な状態を保たれていました。ただ、枚方大橋の下の状況はひどい有り様でした。バーベキュー禁止の看板が設置されているにも関わらず、多くのゴミが放置されており、カラスが群がっていました。橋の下は雨除けだけでなく、影にもなり、魅力的な環境にうつるかと思いますが、芝生広場同様、マナーの遵守をしてもらいたいです。私自身、枚方大橋を渡る機会も多く、バーベキューを楽しんでおられる方は週末を中心に見かけます。橋の下がバーベキュー禁止のスペースであり、かつそれを示す看板が設置されていることをこの度初めて知りました。</p> <p>市民の憩いの場としての意識を持ち、皆でこの環境を守っていく必要性を再認識した8月でした。</p>			
			

(意見・感想・処置等)

8月分のレポート有り難うございました。

淀川におけるゴルフの練習については、大阪府が淀川を管理していた時代に許可を受け、現在も占用許可を受けているゴルフ場の区域をのぞき、公園区域はもちろん河川敷においても素振りも含めて全て禁止しております。

注意を促す看板を設置し、パトロール等で発見すればその都度やめるよう指導しています、マナーを遵守してもらいたいものです

淀川河川公園内では都市公園法の規定により原則火気厳禁となっております。

ただし、バーベキューにつきましては利用者からの要望もあるためバーベキュー利用可能な地区を設け、その指定区域のみでバーベキューをすることが出来ます。

橋の下については橋梁に添架物への影響等を考慮して道路管理者の判断によりバーベキューは禁止しております。

暑い季節なので日陰が恋しい気持ちはわかりますが、公園を清潔に保ち、皆様に気持ちよくご利用していただくため利用のルールがありますので守っていただきたいと思えます。

それでは9月のレポートをお待ちしております。